

北九州市商店街賑わいづくり支援事業補助金交付要領

(目的)

第1条 本要領は、北九州市商店街賑わいづくり支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく補助金について、基本的な必要事項を定め、補助金の執行の適正化を図ることを目的とする。

(補助金等の適用範囲)

第2条 要綱第3条第3項に規定する「地域団体等」は、当該地域のまちづくりや商業活性化、コミュニティ活動の担い手として事業に取り組むことができる団体で、定款等に代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる団体でなければならない。

(補助対象外経費)

第3条 要綱第6条に規定する補助対象経費について、次の各号に該当する経費は補助対象経費としない。

- (1) 安売りの経費
 - (2) 飲食にかかる経費（紙容器・割り箸等を除く）
 - (3) 販売を目的とした物品の購入にかかる経費
 - (4) イベントの景品や消費者に贈与する商品等にかかる経費
 - (5) 商店街等の構成員に対する役務費
 - (6) 法人税法施行令（昭和40年3月31日政令第97号）の規定で損金算入とならない、減価償却資産に該当する物品を購入する経費
 - (7) 消費税及び地方消費税
 - (8) その他市長が特に認める経費
- 2 要綱第6条に規定する補助対象経費であっても、リース・レンタルなど購入以外の方法による調達が可能場合は、その費用を補助対象経費とする。ただし、購入による費用と、リース・レンタルなど購入以外の方法による費用を比較し、購入による費用のほうが安価な場合は、これを補助対象経費とする。
- 3 要綱第6条に規定する補助対象経費については、市内の事業者に発注したものに限り補助の対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、この限りでない。
- (1) 既存の設備等の修繕や改修で他の事業者では対応できない場合
 - (2) 特殊な技術や経験、知識を要するなどにより市内の事業者では対応できない場合
 - (3) 市外の事業者からしか調達できない備品等を購入する場合
 - (4) その他、工事や業務の性質上、特定の事業者が発注せざるを得ないと市長が認める場合
- 4 前項各号に該当する場合は、市内企業に工事等を発注できない理由書（第1号様式の2）を提出するものとする。

(補助金の交付)

第4条 要綱第7条第3項の「その他の収入」とは、売上金、収益金、協賛金、広告収入、補助対象外経費に係る他の補助金等のことをいう。

2 補助金の具体的な算定については、別紙1の「北九州市商店街賑わいづくり支援事業補助金の算定」によるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 要綱第5条の補助対象事業について、補助事業者が同一年度内に行う補助金の交付申請は、1回限りとする。

(審査について)

第6条 市長は、要綱第5条第1号に規定する販わい創出事業を実施するにあたり、補助事業者の選考を行うものとする。選考については、専門家等の意見を参考にするものとする。

2 市長は、補助事業者決定についての審査結果を選考対象者に通知するものとする。

(委任)

第7条 この要領に定めのないものは、その都度産業経済局長が定める。

付則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

付則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

付則

1 この要領は、平成20年12月5日から施行する。

2 この要領第6の4で規定する要綱第3条6号の事業が同一年度内で複数回の申請を認めることは平成23年3月31日をもって廃止する。

付則

1 この要領は、平成21年5月1日から施行する。

2 この要領第6の3の規定は、平成21年11月30日をもって廃止する。

付則

1 この要領は、平成22年6月1日から施行する。

2 この要領第6の3の規定は、平成22年3月31日をもって廃止する。

付則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成23年3月31日の時点で、すでに1年度実施した事業については、平成24年度までを限度に、本要領第5第1項ただし書に定める継続補助を行うことができるものとする。

3 平成23年3月31日の時点で、すでに通算2年度実施した事業については、平成23年度に限り、本要領第5第1項ただし書に定める継続補助を行うことができるものとする。

付則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年5月1日から施行する。

(プレミアム付き商品券事業に係る特例の期間における補助期間の制限の解除)

2 平成23年5月1日から平成24年3月31日までの期間に限り、要綱第3条第6号の

事業については、第5第1項の規定にかかわらず、すでに3年度以上の補助の実績がある場合においても補助の対象とする。

(イベント事業に係る特例における交付申請回数の制限の緩和)

- 3 平成23年5月1日から平成24年3月31日までの期間に限り措置される要綱第3条第5号に係る特例においては、第6第2項の規定にかかわらず、特例で定める補助限度額に達するまで複数回交付申請できるものとする。

(プレミアム付き商品券事業に係る特例における交付申請回数の制限の緩和)

- 4 平成23年5月1日から平成24年3月31日までの期間に限り措置される要綱第3条第6号に係る特例においては、第6第3項の規定にかかわらず、特例で定める補助限度額に達するまで複数回交付申請できるものとする。

付則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年5月1日から施行する。

(プレミアム付き商品券事業に係る特例の期間における補助期間の制限の解除)

- 2 平成24年5月1日から平成25年3月31日までの期間に限り、要綱第3条第6号の事業については、第5第1項の規定にかかわらず、すでに3年度以上の補助の実績がある場合においても補助の対象とする。

(イベント事業に係る特例における交付申請回数の制限の緩和)

- 3 平成24年5月1日から平成25年3月31日までの期間に限り措置される要綱第3条第5号に係る特例においては、第6第2項の規定にかかわらず、特例で定める補助限度額に達するまで複数回交付申請できるものとする。

(プレミアム付き商品券事業に係る特例における交付申請回数の制限の緩和)

- 4 平成24年5月1日から平成25年3月31日までの期間に限り措置される要綱第3条第6号に係る特例においては、第6第3項の規定にかかわらず、特例で定める補助限度額に達するまで複数回交付申請できるものとする。

付則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年4月20日から施行する。

(プレミアム付き商品券事業に係る特例の期間における補助期間の制限の解除)

- 2 平成25年4月20日から平成26年3月31日までの期間に限り、要綱第3条第6号の事業については、第5第1項の規定にかかわらず、すでに3年度以上の補助の実績がある場合においても補助の対象とする。

(イベント事業に係る特例における交付申請回数の制限の緩和)

- 3 平成25年4月20日から平成26年3月31日までの期間に限り措置される要綱第3条第5号に係る特例においては、第6第2項の規定にかかわらず、特例で定める補助限度額に達するまで複数回交付申請できるものとする。

(プレミアム付き商品券事業に係る特例における交付申請回数の制限の緩和)

- 4 平成25年4月20日から平成26年3月31日までの期間に限り措置される要綱第3条第6号に係る特例においては、第6第3項の規定にかかわらず、特例で定める補助限度額に達するまで複数回交付申請できるものとする。

付則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

付則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

付則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

付則

この要領は、令和7年5月27日から施行する。

北九州市商店街賑わいづくり支援事業の補助金の算定

1. 補助金算定の考え方（下表参照）

- (1) 補助金（a）は、原則として補助対象経費（d）に補助率を乗じて得た額以下とする。
- (2) 補助対象経費に係る他の補助金（b）の交付を受け、又は受けることと決定している場合は、dに充当し、補助対象経費の額を減じる。
 ※ 他の補助金の算定根拠に補助対象外経費（e）が含まれる場合は、内容精査のうえ、経費按分等により補助対象経費に係る補助金を算定する。
- (3) その他収入（売上金、収益金、協賛金、広告収入、補助対象外経費に係る他の補助金等）（c）がある場合は、まずeに充当し、なおその他収入の残余がある場合は、dに充当し、補助対象経費の額を減じる。
- (4) 福岡県の補助は、市の補助を前提とした制度であるため、補助対象経費に係る他の補助金（b）及びその他収入（売上金、収益金、協賛金、広告収入、補助対象外経費に係る他の補助金等）（c）として扱わない（県の補助金額を控除しない）ものとする。

収入		支出	
a	当支援事業補助金	d	補助対象経費
b	補助対象経費に係る他の補助金	e	補助対象外経費
c	その他収入		
	自己資金		
	収入計		支出計

2. 補助金算定の具体例

- (1) b及びcの収入がない場合

$$d \times \text{補助率} = a \quad \dots\dots(1)$$

- (2) bの収入がある場合（cの収入はない場合）

$$(d - b) \times \text{補助率} = a \quad \dots\dots(2)$$

- (3) cの収入がある場合（bの収入はない場合）

$$\{d - (c - e)\} \times \text{補助率} = a 1 \quad \dots\dots(3)$$

$$d \times \text{補助率} = a 2 \quad \dots\dots(4)$$

上記（3）、（4）式よりa1、a2を算出し、少ない方の額を補助金額とする。

- (4) b及びcの収入がある場合

$$\{(d - b) - (c - e)\} \times \text{補助率} = a 3 \quad \dots\dots(5)$$

$$(d - b) \times \text{補助率} = a 4 \quad \dots\dots(6)$$

上記（5）、（6）式よりa3、a4を算出し、少ない方の額を補助金額とする。